

地方消費税交付金(社会保障財源化)が充てられる社会保障施策に要する経費

若狭町

平成26年4月1日より消費税(国・地方)が5%から8%へ引き上げられることに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

平成29年度若狭町一般会計における社会保障施策関連経費への充当状況は、次のとおりです。

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 105,000 千円

【歳出】 地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費 1,532,828 千円

(単位:千円)

事業区分		平成29年度 決算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県支出金	地方債	その他	うち地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	
社会福祉	障害者福祉(障害者介護給付費事業等)	452,813	301,735			151,078	23,913
	母子福祉(母子家庭等医療費助成事業等)	7,367	3,602			3,765	
	高齢者福祉(老人保護措置事業)	6,431			378	6,053	
	児童福祉(児童手当事業等)	278,557	210,404		22,414	45,739	
社会保険	国民健康保険事業(繰出金)	104,971	48,051			56,920	61,209
	後期高齢者医療事業(繰出金等)	222,931	33,712			189,219	
	介護保険事業(繰出金)	283,932	1,149			282,783	
保健衛生	医療施策(公衆衛生事業等)	130,250	170		100	129,980	19,878
	疾病予防対策(予防接種事業等)	27,309				27,309	
	健康増進対策(成人保健事業等)	18,267	403		3,382	14,482	
合計		1,532,828	599,226	0	26,274	907,328	105,000

※地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、地方消費税交付金の17分の7に相当する額です。

※各事業に要する一般財源比率に応じて、地方消費税交付金(社会保障財源化)を按分して充当しています。